

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年11月18日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 石川県羽咋郡志賀町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大29,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和2年11月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和2年11月18日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 志賀風力発電事業に係る計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれら風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)その他最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒやハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の一部は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく能登半島国定公園の第 1 種特別地域及び第 2 種特別地域に指定されており、想定区域の周辺には、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「巖門園地」、「今浜巖門線道路(自転車道)」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺には、「羽咋健民自転車道」、「いしかわ里山里海サイクリングルート(羽咋・巖門 里山ルート)」等が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。